

公認審判員・技術等級に関する細則

第1条 (目的)

この細則は、日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）の「公認審判員規程」及び「技術等級制度規程」に基づき公認審判員と技術等級に関する必要事項を定める。

第2条 (申請及び更新の条件)

公認審判員の申請には、次の条件を満たしておかなければならない。

- (1) 申請者は、日本連盟の会員登録者であること。
- (2) 1級審判員の認定は、日本連盟の検定会を受講しなければならない。また、更新するには研修会を受講しなければならない。
- (3) 2級審判員の認定又は更新には、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）主催の講習会を受講しなければならない。
- (4) 更新手続きには、次条第1項に規定する資格有効期間内に1回以上講習会等を受講しなければならない。
- (5) ジュニア審判の認定手続きには、連盟主催の講習会を受講しなければならない。

第3条 (資格有効期間)

1. 1級及び2級審判員の資格有効期間は6年間とする。
2. 有効期限内に更新手続きを行わない場合は、新規申請扱いとなる。

第4条 (新規認定の時期)

新規認定は、年度途中でも申請できるが、認定日は当該年度の4月1日となる。

第5条 (1級受験者の人選)

1級審判員資格認定受検の人選は、審判委員会（以下「本会」という。）と連盟で協議し、決定する。

第6条 (マスターレフェリー・マスターアンパイヤー)

1. 50歳以上は、更新時に1級審判員は「マスターレフェリー」2級審判員は「マスターアンパイヤー」を連盟が日本連盟に推薦することができる。
2. 「マスターレフェリー」及び「マスターアンパイヤー」は、終身資格である。

第7条 (申請書・申請料)

1. 新規及び更新申請は、審判講習会に関する細則第6条の別表1の「審判資格・技術等級申請書」に申請料を添えて、審判委員会事務局に申請する。
2. 申請料は、次のとおりとする。
 - (1) マスターレフェリーは、30,000円
 - (2) マスターアンパイヤーは、20,000円
 - (3) 1級審判員の新規申請は5,000円、更新申請は3,000円
 - (4) 2級審判員の新規申請は3,000円、更新申請は2,000円
 - (5) 高校生の2級審判員申請は2,000円、ジュニアからの移行切替は1,000円
 - (6) ジュニアの2級審判員申請は1,000円

第 8 条 (認定証及び徽章)

1. 公認審判員として認定された者は、日本連盟及び連盟の公認審判員名簿に登録すると共にそれぞれの級に応じた認定証及び徽章を交付する。
2. 公認審判員認定証を破損又は紛失し、再発行するときは 500 円を徴収する。

第 9 条 (ジュニア審判員の認定)

1. 小学生及び中学生は、新規にジュニア審判員認定の申請を行うことができる。
2. ジュニア審判員資格の有効期間は、認定を受けた者が小学校及び中学校に在学している間とする。
3. ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替えは、前項の資格をもって有効とみなす。
4. ジュニア審判員の更新はないものとする。

第 10 条 (高校生、中学生、小学生の認定申請)

高校生、中学生、小学生の公認審判員認定申請は、連盟主催の講習会を受講し、本会が指定するフォーマットに必要な事項を入力し電子媒体で本会事務局に申請する。

第 11 条 (ジュニア審判員の切替)

1. 高体連は、新規 2 級審判員認定証申請者とジュニア審判員から 2 級審判員への切替申請者と区別して本会事務局に申請しなければならない。
2. ジュニア審判員有資格者は、高校在籍中に 2 級審判員への切り替え申請ができる。
3. ジュニア審判員有資格者の名簿は、本会事務局から高体連事務局へ提供される。

第 12 条 (中学生とジュニア審判員の関係)

1. 中学生は、ジュニア審判員認定申請をすることとなる。
2. 小学生時代にジュニア審判員認定を取得した中学生は、新規認定対象外となる。
3. ジュニア審判員有資格者の名簿は、本会事務局から中体連事務局へ提供される。

第 13 条 (技術等級認定)

1. 技術等級の認定は、日本連盟技術等級制度規程第 4 条第 1 項の「大会実績に基づく認定基準」に則り連盟会長が認定する。
2. 認定手続きは、本会事務局がこれにあたる。

第 14 条 (技術等級の申請資格と申請料)

1. 技術等級認定申請者は、日本連盟の会員の資格を有し、前項の「大会実績に基づく認定基準」に掲げられた種目・大会において、認定基準に相当する成績を挙げた場合、審判講習会に関する細則第 6 条の別表 1 の「審判資格・技術等級申請書」に申請料を添えて、本会事務局に申請する。
2. 申請料は、次のとおりとする。
 - (1) EX・S-EX は、9,000 円
 - (2) SP・S-SP は、6,000 円
 - (3) 1 級は、3,000 円
 - (4) 2 級は、2,000 円
 - (5) 3 級及び 4 級は、1,000 円
3. 申請書を受理した場合、公認技術等級認定証と等級バッジを交付する。
4. 技術等級は終身資格である。

第 15 条（会員情報の管理事務）

本会事務局は、会員情報を各年代別に仕分けした状態で、登録、更新、保管の管理事務を行う。